2　前項の場合において、不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「日本年金機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した日本年金機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

3　勅令及び政令以外の命令であって厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

（機構の成立の際、国から承継される権利及び義務）

第二条　法附則第十二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一　社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。次条第一項第一号及び附則第七条第一項において「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二　社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するものに関する権利及び義務

三　法第二十七条に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの

（権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債）

第三条　法附則第十二条第二項の政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一　前条第一号の規定により指定された土地等

二　前号に掲げるもののほか、法附則第十二条第一項の規定により機構が承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの

2　法附則第十二条第二項の政令で定める負債は、同条第一項の規定により機構が承継した義務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するものとする。

（出資の時期）

第四条　法附則第十二条第一項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

（評価委員の任命等）

第五条　法附則第十二条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　厚生労働省の職員　一人

三　機構の役員（機構が成立するまでの間は、法附則第五条第一項の設立委員）　一人

四　学識経験のある者　二人

2　法附則第十二条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　前二項に定めるもののほか、法附則第十二条第三項の規定による評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（不動産に関する登記の特例）

第六条　機構が法附則第十二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利についてすべき登記の嘱託をするときは、第三条第一項において準用する不動産登記法第百十六条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

（国有財産の無償使用）

第七条　法附則第十四条の政令で定める国有財産は、機構の成立の際現に専ら社会保険庁に使用されている土地等（附則第二条第一号の規定により厚生労働大臣が指定するものを除く。）とする。

2　前項の国有財産については、法附則第四条第一項の規定により指名を受けた機構の理事長となるべき者が機構の成立前に申請したときに限り、機構に対し、無償で使用させることができる。

（認可事項）

第八条　法附則第三十六条第三項の政令で定める事項は、同条第一項の健康保険組合（以下「組合」という。）の管掌する健康保険の一般保険料率とする。

（厚生労働大臣の告示）

第九条　厚生労働大臣は、法附則第三十六条第三項の認可をしたときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

一　組合の名称

二　組合の事務所の所在地

三　組合の設立に係る事業所の名称及び所在地

（規約の公告）

第十条　法附則第五条第一項の設立委員は、法附則第三十六条第三項の認可を受けたときは、速やかに、組合の規約を公告しなければならない。

（重要事項の報告）

第十一条　機構の理事長は、組合の成立後速やかに、組合会を招集し、組合の設立の経過及び一般保険料率その他重要な事項を報告しなければならない。

（理事長の職務の代行）

第十二条　組合が成立したときは、組合の理事長が選任されるまでの間、機構の理事長が、組合の理事長の職務を行う。

財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○厚生労働省令第百五十四号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十二条第二項の規定に基づき、日本年金機構法第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

日本年金機構法第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

日本年金機構法（以下「法」という。）第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第三項に規定する業務に関する事項

二　業務の委託に関する基準

三　競争入札その他契約に関する基本的事項

四　役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制その他日本年金機構の業務の適正を確保するための体制に関する事項

五　その他日本年金機構の業務の執行に関して必要な事項

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の七第二項（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条の四第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の四第二項及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の七第二項（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭